

2008年6月23日

大阪府労働委員会
会長 高階叙男 様

申立人 所在地 大阪市中央区北浜東1-17
日本ワードデータビル8階
名称 大阪教育合同労働組合
代表者 執行委員長 武井博道

不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条第2号・第3号違反について、労働委員会規則第32条により次のとおり申し立てる。

1. 被申立人

所在地 大阪市中央区大手前2丁目1番22号
名称 大阪府
代表者 知事 橋下 徹

2. 請求する救済の内容

- (1) 被申立人は、申立人大阪教育合同労働組合の2008年4月24日付「団体交渉申入書」及び同年6月3日付「団交事項の具体化について」記載の団体交渉を拒否してはならず、また誠実団交義務を果たさなければならない。
- (2) 被申立人は、申立人との団交中に団交事項に関して組合員に個別に働きかけてはならない。
- (3) 被申立人は、申立人との団交への出席者において別組合と差別してはならない。
- (4) 被申立人は、縦1メートル、横2メートル以上の白色木板に、下記の通り楷書で明瞭に墨書して、大阪府庁正面玄関の見やすい場所に1週間掲示せよ。

年 月 日

大阪教育合同労働組合
執行委員長 武井博道 様

大阪府
知事 橋下 徹

陳 謝 文

大阪府は、非常勤職員等の賃金引き下げ提案に関して貴労組から申し入れられた団体交渉において、引き下げの根拠となる財源問題について交渉議題とすることを拒否しました。また、それ以外の議題に関しても、知事をはじめ回答権限を持つ者を出席させず、誠実団交義務を果たしませんでした。他方、別組合との交渉には知事をはじめ回答権限を持つ者を出席させることで、貴組合を差別扱いしました。さらに、団交中にあるにもかかわらず賃金引き下げに協力してほしい旨の知事名の手紙を各組合員に個別に配布しました。

こうした行為は、労働組合法第7条第2号に違反する団交拒否及び第3号に違反する支配介入にあたる不当労働行為であります。

上記の行為につき、深く反省し謝罪するとともに、今後はこのような行為をいっさい行わないことを約束します。

以 上

3. 不当労働行為を構成する具体的事実

(1) 当事者

申立人大阪教育合同労働組合（以下、「組合」）は、1989年11月23日に主に教育に関係する労働者で結成された労働組合である。

被申立人大阪府（以下、「府」）は、地方自治法に基づく普通地方公共団体である。

(2) 本件不当労働行為に至る経過（背景）

府は、1978年に、人件費削減政策の一環として、教員を含む退職職員を63才（将来的には65才）まで再雇用する非常勤特別嘱託員（以下、「特嘱」）制度を設置した。さらに50才（その後45才）からの早期退職を促すために1997年には非常勤若年特別嘱託員（以下、「若特」）制度を設置した。これらの制度は2005年度で廃止されたが、当時特嘱・若特として雇用されていた者は雇用期間を1年間として63才（将来的には65才）まで雇用が継続されることとなった。2008年4月現在でこれら特嘱・若特で週30時間労働にあたる者は2,359人存在する。

この非常勤（若年）特別嘱託員制度の廃止に伴って、大阪府教育委員会（以下、「府教委」）は教員の定年退職者を対象に教育専門員制度を創設した。2008年4月現在で432人である。

また、府教委は府立学校等に、テスト用紙印刷など教務事務の補助にあたる教務事務補助員やまた実習助手や校務員など定数削減の代替となる非常勤職員を雇用しており、2008年4月現在で約330人存在する。

府立・府内公立学校においては初任者研修代替、教科調整、体育実技軽減、クラブ活動、高齢者部分休業・育児短時間代替、首席授業軽減のための時間講師が多数雇用されている。

上記の職種の労働者はすべて非常勤職員であり、地方公務員法3条3項3号に規定される特別職公務員であり、同法4条によって地方公務員法が適用除外されることから、労働組合法、労働関係調整法、労働基準法が全面適用となる。

府は、上記非常勤職員の賃金（報酬）は、「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいて決定されると主張して、労働組合法に基づき団交で決めるべきだとする組合を無視して、2003年度賃金から一方的に引き下げてきた。こうした府の対応は不当労働行為にあたることから、組合は賃金が引き下げられるたびに労働委員会に不当労働行為救済申し立てを行ってきた。現在、2007年度賃金が引き下げられたことについては中央労働委員会でも再審査が行われている（中労委2007年（平成19年）（不再）第57号大阪府・大阪府教育委員会（平成18年度団交）不当労働行為事件）。

（3）本件不当労働行為にかかる具体的事実

2008年2月6日に就任した橋下徹新知事は、大阪府は倒産状態、破産状態にあるとして、「財政非常事態宣言」を発表し、府債を返済するために減債基金からの借入れや借換債の発行をやめ、収入の範囲内で予算を組むという手法をとることを明らかにした。そして、4月から7月までは暫定予算を組み、2008年度予算は7月議会で決定するとした。このことから、非常勤職員の雇用期間を4月から7月末までとする合意書を各人から取り付けようとした。しかし、組合は特嘱等の非常勤職員には就業規則にあたる（労基署には不届け）「非常勤若年特別嘱託員及び非常勤特別嘱託員取扱要綱」が適用され、1年間の雇用期間と報酬が規定されていることから、合意書強要に抗議した。その結果、組合員については合意書の提出は不要となった。

橋下知事は、財政再建プログラムを作成するために、プロジェクトチーム（PT）を発足させた。同年4月11日、PTは「財政再建プロジェクト試案」（以下、「PT試案」）を発表した。同日、被申立人は組合にPT試案を提案したが、その内容は、財政非常事態宣言に則って、府債の償還財源として、借換債等の外部資金をあてるの

でなく、人件費等の削減で財源を捻出するというものであり、人件費とともに、医療・福祉・教育予算を大幅に削減する内容となっていた。

組合は、PT試案が組合員や職員の生活を破壊するとともに、府民に犠牲を押しつけるものであることから、この試案の撤回を求める団体交渉を申し入れた（甲第1号証）。団交事項の一つとして、人件費等を削減することなく府債償還を可能にする手法として組合等の「提言」の実施要求があった。これは、民間企業が破産・倒産状態になったときに債権者に債権放棄・縮減の協力を求めるように、府も府債償還（借金返済）の猶予や金利引き下げを債権者たる府債の引き受け手に求めるべきであり、そのことで財源を確保して人件費等の削減を回避せよという要求であった。

しかるに、被申立人はいっこうに団交を開催することなく、同年5月22日、いきなり組合に「人件費削減提案」（甲第2号証）を行ってきた。組合は、さきの団交申入書にもとづく団交が開催され協議が行われたならば、人件費削減提案にはいたらなかったはずだと抗議して、団交を直ちに開催することを求めた。しかし、被申立人はそれでも団交を開催しようとはせず、提案についての協議期間は同年6月20日までであるとした。なお被申立人は、別組合である府労連や府労組連とはこの時点で交渉を行い、知事等が交渉に参加していた。

被申立人は、組合との団交を開催することなく、同年5月23日、「財政再建のために人件費削減案に理解を求める」旨の橋下知事名文書を府職員及び府立・府内公立学校すべての教職員に配布した（甲第3号証）。橋下知事名の文書を配布された組合員から、組合はこのことを認めているのかとの質問・疑問が相次いだ。

同年6月3日、組合は先の団体交渉申入書を補足するために、「団交事項の具体化について」（甲第4号証）を被申立人に手渡した。同文書は、人件費削減提案に盛り込まれた詳細な項目に対応するものであった。

同年6月4日、本件第1回団交が開催された。被申立人団交担当者の代表は府教委課長補佐であり、知事や財政担当者は出席しなかった。

被申立人は組合が団交事項とする、人件費等を削減することなく府債償還を可能にする手法として組合等の「提言」の実施、については団交事項でないとして、団交に入らなかった。被申立人が団交事項に入らないため、組合は被申立人に以下2点の質問をするだけとなった。1点目は、公債費削減についての内部検討の有無、2点目は、組合等「提言」を知事が承知しているかであった。被申立人は2点の質問を持ち帰ることとなった。

同年6月5日、府は先のPT試案を修正して、「大阪維新プログラム案」を発表したが、その一部である「財政再建プログラム案」では人件費削減案が具体的に固定化された。

同年6月13日、第2回団交が開催された。第1回団交で持ち帰りとなった質問に

ついて、被申立人は次の通り回答した。

公債費削減についての内部検討はしていない。団交担当者としては、1998年の府議会で公債費削減の手法はとらないとの府の答弁があったからではないかと思う。

「提言」については、組合等が本年5月1日に組合の上部団体等とともに申し入れた文書（甲第5号証）を、府のホームページに掲載している。知事がこれを見ているかについてはわからない。

組合は、人件費削減問題の交渉に入るためには、財源問題すなわち公債費削減問題を議論することが必要であるとして団交事項にするように求めたが、被申立人は頑として応じなかった。そこで組合は、知事あるいは公債費削減等の財政問題について回答できる者を団交に出席させることを求めた。しかし、被申立人は、財源問題・公債費削減問題は団交事項にはしない、また知事あるいは財政担当者も出席させないとして、団交を進展させなかった。

組合は仕方なく、人件費削減問題等について質問を出すだけで終わった。

同年6月20日、第3回団交が開催された。この団交においても、被申立人は財源問題・公債費削減問題を団交事項とすることを拒否した。被申立人が設定した人件費削減提案の協議期間が同日であったため、組合は仕方なく人件費削減に関する要求についてだけ交渉に入らざるをえなかった。人件費削減提案に関しては組合側から譲歩案を提案したが、被申立人団交担当者は回答できないため、持ち帰って検討することとなった。

なお、この日及び翌日に開催された別組合である府労連や府労組連との交渉には知事が出席した。

4. 本件不当労働行為について

- (1) 上記3.(3) の通り、人件費削減に係る財源問題を協議するために公債費削減問題について団交議題とすることを被申立人は拒否して、団交に入らなかった。これは、労働組合法第7条第2号に違反する団交拒否である。
- (2) 上記3.(3) の通り、被申立人は団交事項について回答権限を持たない府教委課長補佐級を出席させただけであり、回答権限を持つ知事あるいは財政担当者を出席させなかった。これは、誠実団交義務をはたすものではなく、労働組合法第7条第2号に違反する団交拒否である。
- (3) 上記3.(3) 乃至 の通り、被申立人団交担当者は、組合との団交には回答権

限を持たない府教委課長補佐を代表者して出席させ、別組合には知事を出席させている。使用者は企業等の内に複数組合が併存する場合、中立的立場を保持してこれらを平等に扱う義務を負うところ、別組合との交渉には知事を出席させ、組合との団交には課長補佐級を出席させるのは、明白な組合間差別であり、労働組合法第7条第3号に違反する支配介入にあたる。

- (4) 上記3.(3)の通り、被申立人は組合が団交を申し入れているにもかかわらず、これに応じないまま、組合の頭越しに組合員や職員に、団交事項に関わって被申立人の提案に理解を求める文書を配布した。これは、組合員を組合から引き離し、組合の弱体化をもたらすものであり、労働組合法第7条第3号に違反する支配介入にあたる。

5. 結語

以上の通り、被申立人は常軌を逸した不当労働行為を重ねている。

橋下知事は法律の専門家であるはずだが、このような労働組合法違反を繰り返すようでは、府民からの信頼をなくしていくであろう。府労委は、独立行政委員会であるのだから、本件不当労働行為の救済を直ちに行うことによって、知事に注意を喚起すべきである。

以 上